

伝二条為明筆六半切拾遺集の性格

田中 登

一

拾遺集の伝本研究は、片桐洋一氏の『拾遺和歌集の研究校本篇・伝本研究篇』⁽¹⁾に詳しく、それによれば、主要伝本は、次のように分類されるという。

定家本系統 京都大学図書館蔵中院通茂筆臨模定家自筆本

異本第一系統 宮内庁書陵部蔵堀河宰相具世筆本

多久市立図書館本（巻十まで）

天理図書館甲本

天理図書館乙本（異本系統は巻十まで）

異本第二系統 北野天満宮本

そして、これら三系統の本文上の相違は、異本第一系統から、異本第二系統へ、さらに異本第二系統から、定家本系統へと、それぞれ拾遺集の成立過程を伝えるものとして捕えられるとい

う。

が、その後、右の多久市立図書館本とは本来一具のものともいふべき歎喜光寺本（巻十一〜二十）を精査された片桐氏は、その著『古今和歌集以後』⁽²⁾の中で、

以上に考察して来た歎喜光寺本の性格を、一口に言えば、きわめて欠陥の多い本文でありながら、意外に古い形を伝えていているということであった。従って、『拾遺和歌集の研究校本篇・伝本研究篇』において、この本の上巻にあたる多久市立図書館本について、その獨白性を十分に認めながらも、第一異本系の中に位置づけたことを、ここにあらためて修正しなければならない。通行の諸本のいづれとも異なる本であり、しかも意外に古い姿を留めている本だったのである。

と述べられた。これによれば、現存伝本の中では、編纂のもつ

とも初期の段階を示す多久本（『歡喜光寺本』）から、異本第一系統の堀河本へ、さらに堀河本から、異本第二系統の北野本へ、そして最終的には、通行流布の定家本の形へと、拾遺集は徐々にその姿を変えていったとみるべきものと思われる。

二

ところで、あまた伝わる鎌倉期書写の古筆切の中には、上述の多久図書館本（『歡喜光寺本』）と性格の類似した本文を持つものがあるので、ここに紹介しておきたい。

該断簡は、古筆見によって筆者を二条為明と極められている、もと縦が一六・七センチ、横が一六センチほどの六半形の冊子本で、一面の行数は十一〜十三行と不定。文字は小粒ながら筆力はけつして弱くはなく、書写年代も鎌倉の後期ぐらいは十分廻ることができるものと思われる。管見に入ったのは、いずれも卷十一以降の後半部のものばかりで、都合九葉に及ぶ。

断簡	卷・部立	歌番号	備考
A	十三・恋三	八三八〜八四一	古筆切影印解説Ⅱ
B	十四・恋四	八五四〜八五九	田中蔵
C	十四・恋四	八八六〜八九〇	古筆切影印解説Ⅱ
D	十五・恋五	九二五〜九二七	田中蔵

I	H	G	F	E
二十・哀傷	十七・雑秋	十七・雑秋	十七・雑秋	十五・恋五
一二七四	一一四七・二四八	一〇八四・一〇八五	一〇八二・一〇八三	九九九・九六七
京都古書組合総合目録第一七号	徳川黎明会叢書古筆聚成	日比野浩信氏蔵	古筆切影印解説Ⅱ	平成新修古筆資料集第四集

ただし、断簡Fについては、極札に二条為氏とある。が、これは古筆見による筆者の異伝とみて差し支えなからう。

なお、当該断簡は、流布の定家本とはもちろんのこと、異本の第一系統とも、第二系統とも、本文上の開きがはなはだしいが、これが拾遺集を書写内容としているのに間違いはないことは、断簡D F Iが、次のごとく、巻頭の集名・部類名を備えた切であることから、明らかである。

- D 拾遺和歌集卷第十五／恋部五
- F 拾遺和歌集卷第十七／雑秋
- I 拾遺和歌集卷廿／哀傷

以下、伝為明筆切と現存拾遺集諸本との異同について、具体的に検討してみることにはしたい。

三

断簡Aは、全文十三行で、次のようになってい（定家本の

引用は定家筆本⁽³⁾により、歌末には、定家本の歌番号を付す。

中宮御息所のもとにあき萩

につけてつかはしける

一宮

秋はきのしたはを見ずはわするとも

ひとのこゝろをいかでしらまし(八三八)

七月はかり秋ふかく、れ侍ければ

馬内侍

うつろふはしたははかりとみし程に

やかてあきにもなりにけるかな(八四〇)

女の許につかはしける

大中能宣

ことの葉もしもにはたへすおちにけり

こやあきはつるしるしなるらん(八四一)

定家本は(異本第一・二系統も同様)は、一首目と二首目との間に、次のような歌がある。

題しらす よみ人しらす

しめゆはぬのへの秋はき風ふけは

とふしかくふし物をこそ思へ(八三九)

この歌、断簡が不用意に落としたのか、それとも、他系統諸

本が増補したのであろうか。異本第一系統の堀河本は、この歌に詞書はなく、一首前の「中宮：」を受ける形になるが、異本

第二系統の北野本は、定家本同様に「題不知」とあり、また、

次の歌の詞書は、堀河本と北野本とが、断簡と同内容のものがあるものの、定家本には詞書がなく(従つて「題しらす」となる)、

このあたり編者によつて様々な試行錯誤が試みられたものと思

われる。おそらく断簡の単純な脱落といった類のものではなく、

編纂の途中の段階で、増補されたものであろう。

断簡Cは、全文十五行で、次のごとくになっている。

たひ人のかやかりおほひつくるてふ

まろやはひとをおもひわする、(八八六)

なには人あしひたくやにすみたれと

柿下人丸

をのかつまこそとこめつらなれ(八八七)

すみよしのきしにおひたるわすれ草

見てをやみなむこひはしぬとも(八八八)

屏風にみくまの、かたかきける

ところに

平兼盛

さしなから人の心をみくまのの

三

うらのはまゆふいくえなるらん（八九〇）

やをかゆくはまのまさことわかこひと

いつれまされりおきつしらなみ（八八九）

定家本だと、最後の二首が八八九・八九〇の順序になっているが、異本第一系統の堀河本も断簡と同様の順序になっているので、これまた編集のある段階までは、八九〇・八八九の順になっていたのを、途中から定家本のごとくに改めたと考えるべきであろう。

断簡Eは、本文の後に五、六行分ほどの余白があって、これが巻十五の巻末部分であると知られるが、全文は次の六行となっている。

題不知 読人不知

かしまなるつくはの山のつくくと

わか身ひとつにこひをつむかな（九九九）

しほみてはいりぬるいその草なれや

みらくすくなくこふらくのおほき（九六七）

最後の歌は、定家本では、同じ巻十五の内ながら、三十首以上も前の九六七番に位置し「題しらす 坂上郎女」として載る。つまり、これだと、巻末歌が定家本とは違うことになるわけだが、異本第一系統の堀河本も、「かしまなる」の後に、定家本

八四八番の「たのめつつ」と二〇一番の「なき人の」の歌が来て、この巻十五が閉じられていることを思えば、この巻十五の巻末部分は、ある段階まで、きわめて不安定な状態にあったということになる。ちなみに、異本第二系統北野本の巻末歌は、定家本と同様になっている。

断簡Gは、全文十三行で、次のようになっている。

七夕の後朝に躬恒か許につかはしける

紀貫之

あさとあけてなかもやすらむたなはたは

あかぬわかれのそらをこひつ、（二〇八四）

題不知

柿下丸

わたしもりはやかちわたせひと、せに

ふた、ひきますきみならなくに（二〇八五）

延喜御時御屏風に

凡河内躬恒

ひこほしのつま、つよひのあき風に

われさえあえな人そこひ□き（一四二）

断簡は、二首目の次に、定家本では遙か離れた巻三の一四二

番に位置する歌が来ているが、これはどうであろうか。目移りの誤写などによって特定の系統に歌序の狂いが生じることとはよくある現象だが、これほど離れた所にある歌が移動するとは、到底考えられないことである。ここで注意すべきは異本第一系統の堀河本である。堀河本も断簡同様にここに一四二番の歌が位置するが、堀河本はまた同時に定家本同様一四二番にも、この歌は重複して出てくるのである。このことを考慮に入れると、拾遺集の編集のある段階までは、この「ひこほしの」の歌は一四二番と一〇八五番の次と、二箇所に重複していたものの、途中編者がそのことに気づいて、一〇八五番の方を削除したと考えるべきなのであろう。ちなみに、片桐氏⁽⁴⁾によれば、上に紹介した歎喜光寺本にも、「ひこほしの」の歌は、一〇八五番の次にあるという。

四

次に作者名表記の相違について、見てゆきたい。断簡と諸本との間には、次のごとく、作者名表記について、異同が見られるのである（異本第一系統の引用は堀河本、第二系統の引用は北野本⁽⁶⁾による）。

	断簡	堀河本	北野本	定家本
A	八三八 一宮	一宮	広平親王	広平親王
A	八四〇 馬内侍	馬内侍	馬内侍	中宮内侍
A	八四一 大中臣能宣	大中臣能宣	能宣	よしのふ
B	八五五 ナシ	ナシ	よみ人しらす	よみ人しらす
B	八五七 ナシ	柿下人丸	人丸	人まろ
B	八五九 ナシ	よみ人不知	よみ人しらす	よみ人しらす
C	八八七 柿下人丸	柿下人丸	人丸	人まろ
C	八九〇 平兼盛	平兼盛	兼盛	かねもり
D	九二六 柿下人丸	柿下人丸	人丸	人まろ
F	九六七 ナシ	坂上郎女	坂上郎女	坂上郎女
G	一〇八四 紀貫之	紀貫之	貫之	つらゆき
G	一〇八五 柿下人丸	柿下人丸	人丸	人まろ
G	一四二 凡河内躬恒	躬恒	みつね	みつね
H	一一四八 大中臣能宣	大中臣能宣	能宣	よしのふ

これらの異同の現われ方をまとめれば、以下の三パターンにつきよう。

ア Aの八三八のように、断簡と堀河本一致して、北野本および定家本と異なる。

イ Aの八四〇のように、断簡と堀河本・北野本とが一致して、定家本と異なる。

ウ Bの八五九のように、断簡が独自本文で、堀河本・北野本・定家本と異なる。

このことは、とりもなおさず、諸本の中で、断簡の形がもつとも先行し、やがて、堀河本のごとき異本第一系統、北野本の「ごとき異本第二系統、そして定家本へ、というように徐々に本文が改められていったことを証していよう。

五

次に、詞書や和歌の本文の相違について、みてゆきたい。なお、あらかじめ申し添えておけば、ここでは、上述の作者名表記のように、断簡と諸本との関係がきれいに説明できるわけではない。まずは、次のような諸例から。

A	八三八	中宮	中将	中将	中将
A	八四〇	七月はかり：	七月はかり：	七月はかり：	ナシ
C	八八〇	見てをやみなむ	みてをやみなむ	みすやあらまし	見すやあらまし
C	八八九	しらなみ	しらなみ	しまもり	しまもり
D	九二五	或女	ある女	あるおんな	母
D	九二六	ひはなし	日はなし	日そなき	日そなき
D	九二七	たのまれよ	たのまれよ	たのまれよ	たのまれよ
E	九九七	つくはの山の	つくまの山の	つくまの神の	つくまの神の
F	九九九	つむかな	つみつる	つみつる	つみつる
G	一〇八三	三尺	三尺	ナシ	ナシ
G	一〇八五	かちわたせ	ふねかくせ	ふねかくせ	舟かくせ
H	一一四八	うかへて	うかへて	そへて	そへて
I	一二七四	こ、ろ	思ひを	おもひを	おもひを

これらが異同のすべてというわけではけつしてなく、ごく一部を抽出したにすぎないが、このような異同の現れ方についても、先に見た作者名表記の場合とまったく同様のことがいえる。すなわち、断簡から、異本第一系統・第二系統を経て、定家本のごとき形になっていったことが、まことによく理解できるのである。

六

だが、上に述べたことと矛盾する例もまた少なくない。以下にそうした例を示そう。

D	九二四	断簡	堀河本	北野本	定家本
D	九二四	禪祐	善祐法師	善祐	善祐法師
F	一〇八二	こ、ろは	こ、ろを	心は	心を
F	一〇八三	まつりたる	まつりしたる	まつりたる	まつりしたる
H	一一四七	なほこほりけり	なほそこほれる	猶こほりけり	猶そこほれる
H	一一四七	女房	女とも	女房	女とも

これもすべての例を挙げたわけではけつしてないが、これらの異同の現れ方を一言でいえば、断簡が北野本と一致し、堀河本および定家本と対立している、ということになるのか。このような異同の現れ方は、先に見た、断簡から、異本第一系統・

第二系統を経て、定家本へという想定とは、はっきり矛盾することになろう。

だが、それも止むをえないことなのかもしれない。ここにそれぞれ拾遺集の編纂過程を示す四つの系統があるとして、どの系統といえども、その成立の当初の姿を純粹に留めているようなものは、ひとつとしてないわけで、どの伝本も、その伝来の過程において、他系統の伝本と接触し、校訂され、今日に至っていると考えるのが、写本文化の時代における伝本のありようというものであろう。

しかれば、伝本間の歌の出入りや歌序の相違、あるいは作者名表記の違いなど、まず大きな異同をしかと頭の中に留め、それと矛盾しない形で、小さな本文上の異同をどう理解するか、ということになれば、ここはやはり、断簡から、異本第一系統・第二系統を経て、定家本へという変遷過程を考えてみるのが、もつとも妥当な結論といふべきであらう。

七

以上、本稿では、筆者を二条為明と伝える六半切の拾遺集の本文的な性格について考えてきたが、それは意外にも、先に片

桐洋一氏が世に紹介した、歎喜光寺本（Ⅱ多久市立図書館本）ともよく似て、拾遺集の編纂のごく初期の段階を伝えているものであることが判明した。

これまで、拾遺集の成立過程については、おおむね拾遺抄から異本拾遺集へ、そしてさらに異本拾遺集から定家本拾遺集へという形で理解されてきたわけだが、歎喜光寺本や伝為明筆の断簡を視野に入れば、現存伝本からまだまだ我々が窮い知ることのできない、複雑な編纂過程が、拾遺集にはあつたと見るべきであらう。

(注1) 片桐洋一『拾遺和歌集の研究校本篇・伝本篇』(大学堂書店、昭和四十五年)

(注2) 片桐洋一『古今和歌集以後』(笠間書院、平成十二年)

(注3) 久曾神昇『定家筆本拾遺和歌集』(汲古書院、平成二年)

(注4) (注2) による。

(注5) (注1) による。

(注6) (注1) による。

(たなか のぼる/本学教授)

